

「そうだ、せんきよにいこう」⑦



選挙「コ」ネタのコーナー

選挙に出るのに必要な「供託金」ってな〜に？

「供託金」とは選挙に立候補する際に、法務局にお金などを預けることをいいます。

これは、売名行為（自分の名前を有名にするために行う行動）や無責任な行為により候補者が乱立することを防ぐために設けられた制度です。

預ける額は、選挙の種類によって異なりますが、例えば、新居浜市の市長選挙に立候補する場合は100万円、市議会議員選挙に立候補する場合は30万円です。

預けた供託金は、選挙の結果、一定の得票があれば、選挙終了後に候補者の元に戻ってきます。逆に、一定の得票に達しない場合は、没収されてしまいます。

ポスターや選挙カーのように、人目にはあまり知られていませんが、立候補者にとっては大事な制度の一つです。

答えはせんかん新聞 09号で発表します🐾

投票所を探そう



- ・市内の公民館では珍しい1階建てだよ。
- ・年末年始には、駐車場など敷地全体がイルミネーションで彩られることで有名だね。



【07号の答】「神郷小学校体育館」でした。

【せんかん新聞 niihama】第8号
 令和4年3月18日発行
 発行者：新居浜市選挙管理委員会事務局
 新居浜市一宮町一丁目5-1（市役所内）
 TEL65-1311 FAX65-1641
 Mail senkan@city.niihama.lg.jp

ヒント

今年の冬は寒かったなあと思いながら、何気なく覗いたサイトに「寅年の冬は寒い」という記事を見つけ、妙に納得してしまいました。さて、去年の4月に第1号を発行してから、今年度も残りあとわずか。次回の09号（最終号）は有終の美を飾れるように、頑張ろうと思っている今日この頃です。（うさぎ）